

# 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案について

障害福祉課

## 課題

### 利用者負担の増大

サービス利用料の1割負担の導入  
食費等の実費負担の導入  
減免制度が不十分

### 障害程度区分判定システムが不完全

介護保険の調査項目等を修正利用したシステムでは障害の特性・ニーズを反映できず  
審査会が行う二次判定の変更基準が不明確

### 事業報酬の減収

月額から利用日数への報酬計算方法の変更による減収  
報酬単価が従前に比して低い

### 新事業体系への転換

共同作業所、デイサービス事業は、事業種目から削除  
定員規模等の要件をクリアし新事業体系への転換が必要

## 法円滑施行特別対策 (H19.2~) 法の抜本の見直しに向けた緊急措置(H20.7~)の実施

負担上限額の緩和  
1/2 1/4 1/8に緩和  
所得認定を世帯から個人へ  
障害児世帯の所得要件緩和  
概ね年収600万円  
890万円

事業報酬保障の引き上げ  
80% 90%  
新体系移行に必要な基盤整備に助成  
個別事業者への相談、支援

法施行後3年を目途とした見直し  
国の社会保障審議会障害者部会の法の見直しに関する部会報告(H20.12)

## 障害者自立支援法の見直し (改正法律案のポイント) H21.3.31国会提出

### 利用者負担の見直し

応益負担から応能負担を原則に  
(法律上、負担能力に応じた負担であることを明確化)  
障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

### 障害者の範囲及び障害程度区分の見直し

発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化  
障害の特性を踏まえた支援の度合を示す区分に名称と定義を見直し

### 相談支援の充実

相談支援体制の強化  
(自立支援協議会を法律上明記)  
支給決定プロセスの見直し  
(サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大)

### 障害児支援の強化

児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実  
(通所サービスの実施主体を市町村に統一するとともに、障害種別等で分かれている施設を一元化)  
学齢期の支援の充実  
(放課後等デイサービス事業の創設)

### 地域における自立した生活のための支援の充実

グループホーム・ケアホーム利用者への支援(費用助成)の創設  
重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設  
身体障害者のグループホーム・ケアホーム利用を可能にする(告示)

施行期日(予定)  
公布の日から1年6ヶ月を超えない範囲内で政令で定める日  
ただし、の障害者の範囲は公布の日、  
の障害程度区分、はH24.4.1

## 障害者自立支援法の施行 (H18.4~) H15から導入された 支援費制度からの転換

障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して

### 障害者施策を3障害を一元化

3障害(身体、知的、精神)の制度格差を解消し、一元化  
実施主体を市町村に一元化

### 安定的な財源の確保

定率1割の利用者負担の導入  
国の費用負担の責任を義務化  
(費用の1/2を義務費負担)

### 支給決定の透明化、明確化

障害程度区分を導入  
一次判定(コンピューター)、二次判定(審査会)など支給決定プロセスを明確化

### 利用者本位のサービス体系に再編

施設体系を6つの事業に再編  
「地域生活支援」「就労支援」「重度障害者」の事業、サービスを創設  
既存の社会資源の活用

### 就労支援の抜本的強化

新たな就労支援事業を創設  
雇用施策との連携を強化